

国連・障害者権利条約とわが国の課題

インタビュー



あの人に聞きました
なかむら たかこ
中村 尚子さん
(全障研副委員長)

権利条約を力に 日本の現状を改善!!

昨年12月13日、国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。日本でも条約の批准に注目があつまっています。条約の意義や障害者運動上の課題について、中村尚子さんに聞きました。



そのものがとても勉強になりました。

平等に生きる権利とは

聞き手 私たちの間でも、条約は「海の向こうの出来事」とまではいわないまでも、身近な課題としては受けとめられないという声もあります。

中村 理解しようと思ってインターネットで検索して翻訳を読んだけれど、量も多くて言葉も難しいという意見もありました。(権利条約の仮訳はJDFの次のサイトを参照下記の①URLです)。

聞き手 条約の意義を、ひとりで...

中村 人類が長い歴史のなかで一步一步すすめてきた事業の一つに、すべての人に自由と平等を保障するということがあると思っていますね。この「すべての人」の一員として例外なく、障害のある人が自分らしく生きることができると社会をめぐす、ということに世界が合意したということではないでしょうか。そうした社会を実現するために、各国政府(条約締約国)は、これをしなければならぬということが条約に書かれているわけです。

聞き手 うーん、ちょっと抽象的でむずかしい...

中村 たとえば条約の第二十七条「労働及び雇用」では、労働の権利を認めただ上、その権利は「労働を通じて生計を立てる機会」でもあるとか、雇用条件を差別してはならないといっています。また割当雇用のような制度の奨励とともに、「合理的配慮」つまりその人に合った労働環境の整備をしなければならぬといっています。注目したいことは、労働の権利とは、権利の承認に始まって、実際に働く場を確保することにどうも相応の賃金を得ることなど、働くことをうたい文句に終わらせない措置をとらなければならぬと言っていること

批准を求める運動

聞き手 これから日本ではこの条約はこうなるのでしょうか。

中村 八月末現在、国連で条約に署名をした国は102カ国、さらに批准を表明した国は、ジャマイカ、ハンガリー、パナマ、コスタリカの四カ国です。日本政府は批准する方向で検討作業を進めている最中だと答えています。

聞き手 日本政府に促す必要があるなら...

中村 そうです。さきほど述べたJDFが、日本政府や条約推進の国会議員連盟との話し合いをはじめました(八月九日提出の政府に対する意見書は次のサイトに掲載されています。下記の②URLです)。
「子どもの権利条約」がよく例に出されますね。このときは国連の採択から国会批准まで四年半かかりましたが、国会の議論で政府は「改正すべき国内法はない」という態度を徹底しました。
障害者権利条約について政府は現在、「国内法は条約に違反しない」という条約解釈を「検討している」でしょう。私たちには、団体間の共同を基礎に、条約に書かれていることを日本政府に守らせることを前提にして国内法を改正・整備し、批准を求めるということが課題となっています。だからこそ、私たち自身が条約に書かれていることを学習することが大切です。



JDF、全障研の代表として海を渡る!

聞き手 中村さんは、どんなきっかけで権利条約に関わるようになったんですか。

中村 条約について原稿を書いたり、みなさんにお話しするようにになったのは、直接国連での議論を傍聴したあとかな。二〇〇一年十二月の国連総会で障害者権利条約をつくることメキシコが提案して、じゃあ、必要かどうかも含めてまずは話し合おうと、特別委員会が設置されました。私が傍聴したのは、二〇〇四年八月末の第四回特別委員会。そのときはすでに条約をつくる方向での話し合いがすすんで草案も提案され、各国の代表が意見を出しあっているところでした。

聞き手 国連での議論を直接聞いたというのは、どうやって?

中村 日本障害者協議会(JD)が中心になって、日本国内の障害者団体で傍聴しようと呼びかけて、第一回の特別委員会(二〇〇二年七月)から傍聴団が組織されたんです。それが継続して取り組み、JDの構成団体である全障研としても第三回の特別委員会から参加しようということとで、私が第四回のメンバーとなって太平洋を渡ったわけです。第一回るときに参加した障全協の吉本哲夫会長(日本障害者センター理事長)は、傍聴記に、「こんなことを書いておられます。」

「障害者の人権、自立と社会参加をめざす取り組みを成功させるためには、共同の運動が切実に求められている。こうしたときに日身連、日盲連、DPI、RI(RI=日本障害者リハビリテーション協会)のみならずと長期間行動を共にし、さまざまな問題で意見

当事者参加の過程

交換できたことは得がたい経験であった。」

実際、このときの傍聴団が基礎になって、日本国内の障害者運動のゆるやかな共同をもとめる取り組みが始まりました。そうしてできたのが、日本障害フォーラム(JDF)です。

聞き手 いろいろな国の障害者が参加しているのですか。

中村 国際条約をつくるという点では、議論をしているのは国連加盟国の政府代表です。でも、韓国などでは政府代表の一員として視覚障害者が参加していました。日本も政府代表団の顧問という立場で、第二回特別委員会からは車いす使用の肢体障害者である東俊裕弁護士(DPI=日本会議)が参加しています。それから、そもそも草案をつくる段階の会議では、国際的な障害関係団体(NGO)が正式に参加して条約の基本的な枠組みを提案してきたし、毎回の特別委員会でも、NGOの代表の発言時間が設けられたり、休憩中に会議を開催したり、ピラを配ったりと、障害者団体の活動はたいへん活発でした。議論では、それぞれの国の事情がありますから、できるだけゆるやかな表現にしよう、という意見もあります。実際、すぐに実行を迫られないような文言にしたほうが都合がいい国だってあるわけです。それにたいして、障害のある人の人権を保障するという原則に立ち返って意見を積み上げていく...。強行採決なんてありません。民主主義的な手続きをふんで、一致できる条文をつくりあげていく過程です。その過程に、つねに障害者や関係者の意見をとりいれていくということ、条約がつくられていった。こうした過程



- 障害者権利条約の仮訳は (JDF)
 - ・ホームページのURL ① <http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/index.html>
- 障害者権利条約についての政府との意見交換会で提出された意見書
 - ・ホームページのURL ② <http://www.normanet.ne.jp/~jdf/yobo/20070809.html>